

第4回定例会

発議第5号

安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月8日

提出者 安芸高田市議会議員 大下 正幸  
賛成者 安芸高田市議会議員 児玉 史則

安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

## 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

### (安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年条例第209号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条 (略)</p>

### (安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条から第5条まで (略)	第1条から第5条まで (略)
（期末手当）	（期末手当）
第6条 (略)	第6条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100 分の 232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100 分の 235</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで (略)
3 (略)	3 (略)
第7条 (略)	第7条 (略)

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この条例は、安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和7年安芸高田市条例第 号)の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(報酬の内扱)

3 前項に規定する改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。